

回数通行券約款

(通 則)

第1条 愛知道路コンセッション株式会社(以下「ARC」といいます。)が公共施設等運営権(PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいいます。)を有する、有料道路衣浦トンネル、有料道路衣浦豊田道路及び有料道路名古屋瀬戸道路の回数通行券の販売、使用方法、払い戻しに関する事項は、この約款の定めるところによります。

(販売)

第2条 ARCは、別表のとおり回数通行券を販売します。

(使用方法)

第3条 回数通行券は、1券片をもって車両1台が通行1回限り、その券面表示事項に従って、使用することができるものとします。

(通用期間)

第4条 回数通行券の通用期間は、ARCが通用期間を特に指定しない限り、販売日から料金徴収満了の日までとします。

(無 効)

第5条 回数通行券は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とします。

- (1) 券面表示事項が不明になった回数通行券
- (2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変した回数通行券
- (3) その他の不正通行の手段として使用した回数通行券

(払い戻し)

第6条 回数通行券の払い戻しは、当該道路の損壊又は異常事態の発生により通行できなくなった場合、および廃車、車種の変更、転勤又は転居及び死亡等により回数通行券が不要となった場合とします。

(払い戻し期間)

第7条 回数通行券の払い戻し期間は、別に定める期間のとおりとします。

(払い戻し場所)

第8条 回数通行券の払い戻し場所は、当該有料道路の料金事務所その他ARCが定める場所とします。

(払い戻し額)

第9条 回数通行券は、次の金額を払い戻します。

$$\text{回数券払戻額} = \text{回数通行券1冊の販売金額} \times \frac{\text{未使用券枚数}}{\text{回数通行券1冊の総枚数}} - \text{手数料}$$

$$\text{手数料} = \text{回数通行券1冊の販売金額} \times \frac{\text{未使用券枚数}}{\text{回数通行券1冊の総枚数}} \times 0.1(10\%)$$

ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(再発行)

第10条 回数通行券は、紛失しても再発行はいたしません。

(交換)

第11条 回数通行券は、次の各号のいずれかに該当する場合に交換を実施する場合があります。

(1)愛知県道路公社発行の回数通行券との交換の必要があると認めるとき。

(2)ARCが回数通行券の交換の必要があると認めるとき。

2 前項に定める回数通行券の交換は、同一路線、同一区間、同一車種において、変更前等の回数通行券の価格の総額と変更後等の回数通行券の価格の総額とが等しくなる枚数により行うものとし、差額が生じるときは、当該差額をお支払いいただきます。

また、変更前等の未使用回数通行券枚数が1冊の綴枚数に満たない場合は、以下の計算式に基づく差額をお支払いいただくことにより、変更後等の回数通行券1冊と交換できるものとします。

$$\text{差額} = \text{使用枚数} \times \frac{\text{回数通行券1冊の販売金額}}{\text{回数通行券1冊の総枚数}}$$

ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(交換の場所)

第12条 回数通行券の交換場所は、第8条に定める場所とします。

(周知方法)

第13条 ARCは、第6条の事由が発生したとき、第7条の期間を定めたとき、第8条の場所を定めたとき及び第11条の交換を実施する場合は、必要な事項を当該有料道路の料金事務所等又はARCのホームページ上に掲示します。

(特別の措置)

第14条 回数通行券の販売、使用方法等について、ARCにおいて特別の事由が生じたときは、この約款の定めにかかわらず他の取扱いをする場合があります。この場合においては、前条に定める方法によりお知らせします。

以上